

令和 8 年度住まい環境整備モデル事業【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】 募集要領
更新履歴

●更新年月日：2026 年 8 月 6 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
20	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号)の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
21	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号)

●更新年月日：2026 年 7 月 9 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
20	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 3 年 12 月 20 日付け国住心第 327 号)の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
21	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 7 年 3 月 31 日付け国住心第 394 号)	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)

●更新年月日：2026年5月27日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
16	3 事業の手続き 3.1 提案事業の評価 ＜プレゼンテーションでの注意事項＞	開催時期： 令和8年6月30日までに提出した事業は令和8年 <u>7月</u> 頃 令和8年8月17日までに提出した事業は令和8年 <u>9月</u> 頃	開催時期： 令和8年6月30日までに提出した事業は令和8年 <u>8月</u> 頃 令和8年8月17日までに提出した事業は令和8年 <u>9月～10月</u> 頃
25	6 応募方法 6.1 提出期間	第1回応募締切 令和8年6月30日（火） （選定期間：令和8年 <u>7月下旬</u> ） 第2回応募締切 令和8年8月17日（月） （選定期間：令和8年 <u>9月下旬</u> ）	第1回応募締切 令和8年6月30日（火） （選定期間：令和8年 <u>9月上旬</u> ） 第2回応募締切 令和8年8月17日（月） （選定期間：令和8年 <u>11月上旬</u> ）

令和 8 年度住まい環境整備モデル事業【子育て住宅型】 募集要領
更新履歴

●更新年月日：2026 年 8 月 6 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
16	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
16	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号)

●更新年月日：2026 年 7 月 9 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
16	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 3 年 12 月 20 日付け国住心第 327 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
16	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	七 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(令和 7 年 4 月 7 日付け国住心第 415 号) 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付規程(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業)(令和 7 年 4 月 15 日付け) 九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 7 年 3 月 31 日付け国住心第 394 号)	七 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(令和 8 年 4 月 7 日付け国住心第 415 号) 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付規程(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業)(令和 8 年 4 月 15 日付け) 九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)

●更新年月日：2026年5月27日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
6	2 事業内容 2.1 応募の対象となる事業	次の①～⑪の全ての要件を満たし、	次の①～⑧の全ての要件を満たし、
7	2 事業内容 2.1 応募の対象となる事業	④ 下記のイ、ロおよびハに適合するものであること。	⑤ 下記のイ、ロおよびハに適合するものであること。
7	2 事業内容 2.1 応募の対象となる事業	⑤ 令和8年度中に事業に着手するものであること。	⑥ 令和8年度中に事業に着手するものであること。
7	2 事業内容 2.1 応募の対象となる事業	⑥ 同一年度の「子育て住宅型」「子育て公営住宅型」への応募は、一度のみとする。	⑦ 同一年度の「子育て住宅型」「子育て公営住宅型」への応募は、一度のみとする。
7	2 事業内容 2.1 応募の対象となる事業	⑦ 住宅またはシェアハウスの整備を行う場合は、世帯間の互助や交流を生み出す住環境整備を図るため、コミュニティスペース等の生活支援拠点や地域交流拠点などの環境整備を併せて行うこと（住宅またはシェアハウス内の共同空間の整備を含む）。	⑧ 住宅またはシェアハウスの整備を行う場合は、世帯間の互助や交流を生み出す住環境整備を図るため、コミュニティスペース等の生活支援拠点や地域交流拠点などの環境整備を併せて行うこと（住宅またはシェアハウス内の共同空間の整備を含む）。

令和 8 年度住まい環境整備モデル事業【子育て公営住宅型】 募集要領
更新履歴

●更新年月日：2026 年 8 月 6 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
14	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
14	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 27 日付け国住心第 39 号)

●更新年月日：2026 年 7 月 9 日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
14	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (1) 取得財産の管理等	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 3 年 12 月 20 日付け国住心第 327 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。	なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号) の規定が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。
14	3 事業の手続き 3.2 補助金の交付申請等 3.2.6 補助事業実施中及び完了後の留意点 (3) その他	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 7 年 3 月 31 日付け国住心第 394 号)	九 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて(令和 8 年 7 月 9 日付け国住心第 36 号)